

岩手県選挙管理委員会告示第52号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、次の政治団体は、令和8年5月1日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となった。

令和8年5月29日

岩手県選挙管理委員会

委員長 吉田 瑞彦

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
千葉進後援会	館澤 敏子	伊藤 勲	一関市千厩町千厩字草井沢10番地
いなりばゆたか後援会	稲荷場 裕	稲荷場 裕	滝沢市湯舟沢222番地706 稲荷場裕宅
岩手開発政策研究会	川畑 勝明	吉田 修	大船渡市盛町字東町10番地3
新田勝見後援会	熊谷 康夫	千葉 恵一郎	遠野市附馬牛町上附馬牛第5地割75番地2
村木香織後援会	五十嵐 香織	及川 雅宏	滝沢市牧野林288番地22
中村力後援会	小國 健司	田野崎 真也	盛岡市中野一丁目28番10号
釜石・大槌の強い産業を作る会	大林 正英	神山 正行	釜石市大平町二丁目7番26号